

2. 選挙人名簿の確定

選挙人名簿は、当所事務局において2019年9月13日(金)から9月30日(月)まで、会員および会員以外の特定商工業者の閲覧に供する。同名簿に異議のある場合には、閲覧期間内にその旨を申し出る。

選挙人名簿は、9月30日(月)午後5時をもって確定する。

[規約第14条:選挙人名簿の閲覧は、選挙期日15日前まで10日間、第16条:閲覧期間の満了をもって確定]

3. 立候補

(1) 会員であって選挙人名簿調整日(2019年8月20日午後5時)までに2019年度会費を納入した方は、議員選挙に立候補することができる。

(2) 1号議員に立候補する場合には、選挙告示の日の9月11日(水)から10月4日(金)午後5時までの間に所定の届出用紙(事務局に準備してあります)により、当所事務局に届け出なければならない。

[規約第33条:候補者は、選挙期日の10日前までに届出]

(3) 他人を立候補者にしようとするときは、本人の承諾書を添えて(2)に準じて推薦届出をする。

(4) 1号議員立候補者には、立候補の届け出と同時に選挙負担金30,000円を納付する。

4. 投票、開票および当選

(1) 投票について

- ① 投票は、単記無記名により1号議員立候補者に投票する。
- ② 投票用紙は、あらかじめ交付した入場券と引き換えに、入場券に記載の選挙権数に応じ、選挙当日選挙場で交付する。
- ③ やむを得ない理由があるときには、選挙人は他人に代理投票をさせることができるが、その場合、代理人は、委任状を提出して投票用紙の交付を受け投票する。

(2) 開票について

開票は、10月15日(火)投票終了後、ただちに当所で行う。

(3) 当選について

- ① 有効投票の最多数を得たものから順次当選人を決定する。
- ② 当選人に対しては、10月16日(水)当選の旨を通知するとともに、当選人の住所、氏名または名称を当所の掲示板に告示する。

(2号議員の選任)

- 選任する議員数 49人
- 選任の期日 2019年9月9日(月)から9月25日(水)までに開催される部会ごとの選考委員会で選任する。
[規約第43条:2号議員の選任は、議員の任期の終る日の60日以内に行う]

1. 選任権および被選任権

会員は、あらかじめ所属する部会においてのみ2号議員に選任され、または、選任することができる。ただし、選挙人名簿調整日の8月20日までに2019年度会費を納入していない場合は、選任権または被選任権を有しない。

2. 部会別割当議員数

部会別割当議員数は、その部会に属する会員数およびその会員が負担する会費口数等を勘案して9月6日(金)の常議員会で決定する。

3. 選任方法

9月9日(月)以降各部会を開催し、2号議員を選任するため、それぞれ選考委員10人以上を選任するとともに、選ばれたその選考委員は、部会ごとに議員選考委員会を開催し、それぞれ割当てられた数の2号議員を選任決定する。

なお、選任された2号議員は、承諾時に選挙負担金として30,000円を納付する。

(3号議員の選任)

- 選任する議員数 21人
- 選任の期日 2019年9月6日(金)
[規約第56条:3号議員の選任は、議員の任期の終る日の60日以内に行う]

3号議員は、当所の運営に功労のあった者、または地域を代表する者を勘案し、会頭が9月6日(金)開催する常議員会の意見を徴して会員のうちから選任する。

なお、選任された3号議員は、承諾時に選挙負担金として30,000円を納付する。

以上で選挙および選任は終了するが、各号議員とも会社または団体の資格で当選あるいは選任された場合は、その日から7日以内に議員の職務を行う者の住所・氏名および地位を所定の用紙(事務局に準備)により当所に届けなければならない。

[規約第38条、第52条、第59条:会社又は団体の場合は、選任の日から7日以内に代表者の届出を行う。]

[定款第35条第4項:会社又は団体が議員となった場合、議員の職務を行う者を1人届け出る]

また、11月1日(金)には、新議員による臨時議員総会を開催し、新しい役員人事等を決定することになる。